

## 船舶事故調査報告書

平成28年10月27日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成27年10月6日 02時00分ごろ
発生場所	宮崎県新富町一ツ瀬川河口東方沖 川南港東防波堤灯台から真方位120°13海里（M）付近 （概位 北緯32°03.5′ 東経131°46.5′）
事故の概要	漁船第五十一鶴島丸は、まき網漁の揚網作業中、甲板員Aが負傷した。
事故調査の経過	平成27年11月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五十一鶴島丸、19トン MZ2-10343（漁船登録番号）、有限会社鶴島網 17.48m（Lr）×4.63m×1.63m、FRP ディーゼル機関、736kW、昭和62年3月17日
乗組員等に関する情報	船長 男性 33歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年9月9日 免許証交付日 平成23年9月12日 （平成28年9月11日まで有効） 甲板員A 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年12月19日 免許証交付日 平成23年8月19日 （平成28年12月18日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約2m
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか10人が乗り組み、一ツ瀬川河口東方沖で灯船2隻及び運搬船1隻と共にまき網漁を行っていた。 船長及び甲板員Aは、他の乗組員と共に右舷ブルワーク上の前部、中央部及び後部のサイドローラ（以下「ローラ」という。）を回転さ

	<p>せ、その摩擦力と人力により揚網作業を行っていた。</p> <p>船長は、甲板員 A と共に前部ローラで揚網作業を行っていたが、中央部ローラの揚網作業が遅れ、前部及び後部の網とずれが生じていたので、ずれを解消しようと思い、中央部ローラに移動して揚網作業を手伝った。</p> <p>船長は、揚網作業がほぼ終わり、魚を網の一部分に集めて運搬船に積み込める状況になったので、網を本船に固定しようと思い、中央部と後部のローラの操作を担当する乗組員にローラの回転停止を指示し、中央部と後部の「ローラに網を二～三重に巻いて本船に固定する作業」（以下「本件作業」という。）を行うよう本件作業を担当する乗組員に指示した。</p> <p>甲板員 A は、前部ローラ付近に立って中央部及び後部ローラの本件作業を見ていたが、前部ローラの本件作業を行う者が誰もいないと思い、咄嗟に本件作業を行おうとして回転している前部ローラとブルワークの間に右手を入れた。</p> <p>甲板員 A は、平成 27 年 10 月 6 日 02 時 00 分ごろ、網と一緒に右手を前部ローラに巻き込まれ、右肩及び右側の顔面が前部ローラに圧着した。</p> <p>中央部ローラ付近にいた漁労長は、乗組員の「巻き込まれたぞ」との声を聞いて事故の発生に気づき、前部ローラを停止、逆回転させ、甲板員 A を救助した。</p> <p>船長は、消防署に救急車を要請し、宮崎県門川町門川漁港に入港し、甲板員 A は、病院に搬送され、頸椎頸髄損傷と診断された。</p> <p>（付図 1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>ローラは、右舷ブルワークの上に設置された合成ゴムで覆われた棒状の油圧駆動式であり、それぞれ独立で正逆回転できるようになっていた。</p> <p>ローラとブルワーク上端の隙間は約 0.15 m であった。</p> <p>本船では、危険を伴う作業があるので、作業ごとに担当者が決められていた。</p> <p>甲板員 A は、運搬船に約 10 年、本船に約 10 年乗船して操業に従事していたが、本件作業の担当者ではなかった。</p> <p>船長は、前部ローラの本件作業の担当者であり、先に中央部と後部ローラで本件作業を行わせた後、前部ローラの網を更に巻き上げて本件作業を行うつもりだったので、前部ローラの回転停止の指示を出さなかった。</p> <p>甲板員 A は、カッパを着て軍手を着けていたが、ヘルメットは着用していなかった。</p> <p>船長は、本事故時、中央部及び後部ローラの本件作業に注意を向けており、前部ローラの方を見ていなかった。</p>

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、一ツ瀬川河口東方沖において、まき網漁の揚網作業中、甲板員Aが、前部ローラで本件作業を行おうとして、回転している前部ローラとブルワークの間に右手を入れたことから、右手が網と一緒に巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>前部ローラの本件作業を担当していた船長は、先に中央部と後部ローラで本件作業を行い、その後、前部ローラで本件作業を行うときに前部ローラの回転を停止するつもりでいたことから、本事故時、前部ローラの回転停止の指示を出さなかったものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、本件作業の担当者ではなかったが、前部ローラの本件作業を担当する船長が中央部ローラに移動し、前部ローラに1人だけとなり、咄嗟に本件作業を行おうとしたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、一ツ瀬川河口東方沖において、まき網漁の揚網作業中、甲板員Aが、前部ローラで本件作業を行おうとして、回転している前部ローラとブルワークの間に右手を入れたため、右手が網と一緒に巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巻き込まれるおそれのある漁労機械を使用する作業は、安全な手順で行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

